

## 正木美術館蔵道旧疏

西尾賢隆

はじめに

根津美術館の平成十年秋季特別展は、『墨の彩——大阪正木美術館三十年』と題して開催された。その際、出品されないものの図録には、正木美術館所蔵の墨蹟・水墨画の重要作品を参考作品として図版が採録されている。その15に「横川景三墨蹟道旧疏」が掲載され、高橋範子氏が解説されている。私なりにこの道旧疏を読んでみたいと思ったのがこの拙稿である。

墨蹟についても、古文書についても、素人である私が勇を鼓したのは、図版が鮮明であり、道旧疏(つまり四六駢儷体で作成されている)である、という点にある。そしてまた、長年に亙り、日本禅宗史や墨蹟について研究されてきた加藤正俊教授の退休記念号に横川景三の墨蹟を取り上げるのも、なにがしかの意義のあることであろうと思ったことである。

## 一 墨蹟文書

これまで日中の交流に関する論文を書いてきて、史料として墨蹟を用いてきたものの、墨蹟ということにあまりこだわらなかつた。それが墨蹟のもつ重要性を再認識したのは、「無爾可宣」筆墨蹟（『中世の日中交流と禪宗』所収、吉川弘文館、一九九九年）という小編を書いて以後のことである。中国には、いわゆる古文書は、敦煌文書やトゥルファン文書、それに明代のもの以外は殆ど残っていない。ところが、わが国には、宋元の墨蹟が多く伝存している。また、わが国の中世の墨蹟も多く伝えられている。大まかにいって、一行書以外の大抵のものは、古文書の範疇に入れてよいであろう。そこで「墨蹟文書」という概念が使えるのではないかと考えている。

現在、墨蹟というと、禅僧の書いたものと受け取られがちであるけれども、中国でも日本の中世でも本来は字の通解されていた。利休は、「海道人の墨跡は、一段見事に候」といって（桑田忠親『利休の書簡』124 河原書店、一九六一年）、海粟道人、すなわち元の馮子振のものも墨蹟といっている。それが、たとえば、天正十四年六月八日の大坂城での秀吉の茶会には、床に虚堂智愚の墨蹟が掛けられる（桑田前掲書84）というように、禅僧のものが茶掛けとして珍重されることから、自然に墨蹟といえば、禅僧のものを指すようになる。時代としては、近世以後と考えるとよいであろう。

先に、「元朝における中峰明本とその道俗」（『禅学研究』六四号、一九八五年）で引用した、中峰の山翁和尚あて書翰も、日本に将来され、それを利休が多賀新左衛門秀種のために表具をし、茶掛けとしている（桑田前掲書61）。宋元の禅僧の墨蹟が珍重されると、贋物も作られるようになり、利休が近江で買入れた密庵咸傑のものは、北向道陳、松江隆仙から贋物と判定され、焼き捨てられたという（筒井絃一『新版利休百話』33密庵の墨蹟、淡交社、一九九九年）。私がここで問題にしているのは、墨蹟が古文書として用い得るか、どうかに掛かっている。極端にいうと、たとえ贋物であろうとも、その内容が史料として堪え得るものならば、一向に構わない。たとえば、中国や日本の偽経が、史

料価値を減ずるところか、当時の社会に受容された実相を写し出すようなものである。

墨蹟は、禅林から流出しても、茶掛けとして大事に扱われたために、今日にまで伝えられたともいえる。しかし、そのため何が書かれているか、あまり問題にされなかった。日中の禅宗史、交流史の上で貴重な史料となりうるものが墨蹟である。

## 二 霖父住相国江湖疏目子

正木美術館の道旧疏を読み解く手掛かりとなるはずの僧伝や灯史といった類のものに霖父は列伝されていなくて、どう調べたらよいかわからなく、どうしたものだろうと思案していた。何か手掛かりをと、『大日本史料』を見ても、まだ霖父乾道の寂年までは編纂されていなく、仕方なく『史料綜覧』を見ると、幸いにも明応元年（一四九二）八月廿七日、九月廿七日、二年三月廿日の条に、霖父の記載があり、その史料源として『蔭涼軒日録』が挙げられている。そこで、『蔭涼軒日録』を探ってみると、幸運にも「江湖疏目子」（延徳四年八月四日の条）に行き当ることになる。

### 江湖疏目子

新命相國霖父和尚、諱乾道、本貫備之前州。蓋建長前住也。童卵而隸年山、寓筆硯於先廬養浩軒。遷藏司而秉拂焉。遊春溪天與二宗匠之門、攻駢儷之業、代而剴之者數矣。粗涉內學、最長法華。客居不易投袂、東遊于川于尾歷三十年。小院之在尾者曰靈源、在川者曰滿目。晚出世雲門、而視矇於駿之清見也。追嗣柏心操。天徳愛山、皆其燕居之所也。操嗣智海大珠禪師、々嗣智覺普明國師。芥室仙壺、幻齋懶雲、迺覺海二師之偏室別號也。新命今年七十四歲。平日以天龍乃愛山翁之熟處、特要駕輕車。於此而官府推轂而補本山之席、不亦可乎。

新命相國（しんめい）の霖父和尚、諱は乾道、本貫は備の前州。蓋し建長の前住なり。童卵にして年山に隸し、筆硯を先廬

養浩軒に寓す。蔵司に遷りて兼ひんば。春溪(洪曹)・天与(清啓)の二宗匠の門に遊び、駢儷の業を攻め、代わつて之を彫ること数しばす。粗はぼ内学に涉り、最も法華に長ず。客居、袂を投じ易からず、東のかた川に尾に遊ぶこと三十年を歴たり。小院の尾に在る者、靈源と曰い、川に在る者、満目と曰う。晩に雲門に出世して、駿の清見に視す。道は柏心(周)操に嗣ぐ。天徳・愛山は、皆な其の燕居の所なり。操は智海大珠禪師に嗣ぎ、(禪)師は智覚普明国師に嗣ぐ。芥室・仙壺、幻齋・懶雲は、迺ち(智)覚・(智)海二師の偏室・別号なり。新命は今年七十四歳。平日、天龍乃ち山翁の熟処を愛するを以て、特に軽車に駕せんと要す。此に於て官府推轂して、本山の席に補す。亦た可ならずや。

延徳四年(一四九二)八月四日この目子を渡された茂叔集樹は、霖父が相国寺に住持する際の江湖疏を作成することになる。茂叔は十三日にその草案を蔭涼軒の亀泉集証のもとへ持つて行き、意見を求めている。

廿七日、霖父は相国寺に開堂入寺することになる。天氣は快晴であった。山門疏は景徐周麟西堂が作製し、前堂首座の承英西堂がこれを読み、諸山疏は慕真桂哲西堂がこれを作製し、後板の周陵首座がこれを読み、道旧疏は梅雲承意が作製し、書記の等樟書記がこれを読み、江湖疏は茂叔西堂の作ったものを東蔵主の法叔蔵主がこれを読み、同門疏は月翁周鏡が作製し、等紳西堂がこれを読んだ。これら入寺疏のうち、景徐の作製した「霖父住相国山門疏」は、『翰林葫蘆集』巻一(『五山文学全集』第四卷、四頁)に入っている。

### 三 霖父住相国道旧疏

道旧疏も作製されるに際し、『道旧疏目子』を渡されて、それに基づいて疏が作られたはずである。その目子は、今に伝わらないものの江湖疏目子と内容を等しくするとみてよい。そこで、次に正木美術館所蔵の道旧疏を見ることに

する。

道舊 茲審

前建長霖父大禪師、榮膺

大檀越征夷大將軍鈞命、視篆

萬年山相國承天禪寺。於是雪髮霜鬚、以道義講習者、聞斯盛舉、弗勝抃躍。胥率製疏、以叙厥舊云。

智海當六、院開堂、子生孫、生子、

雲門說非、想退位、人見天、見人。

承七八生知識之尊、

革百丈氏清規之弊。

共惟、

新命相國霖父和尚大禪師

舌頭卅字、  
頰上三毛。

八字称

文章有神、洛黨羽翼朔黨領袖、

兄弟繼踵、季方驂乘元方御車。

不隔三川市朝、

而歷八州都督。

過句

蒙頭

〔松栢下無凡草、人焉處哉、芝蘭室自然馨、天之德也。〕

〔塵々虚空會說法、歩々水晶城莊嚴。〕

〔萬山傳靈源伽陀、中秋月白、九老遊普明僧舍、晚歲髮黃。〕

襲句

結句

延德四年歲舍壬子八月

日疏

前南禪中瓊〔天〕

前南禪景苴〔嬾〕

前南禪龍澤〔颯天〕

前南禪龍統〔宗〕

前南禪桂悟〔虧〕

前南禪寶松〔轆〕

前天龍景照〔高〕

前建長等瓊〔器〕

前建仁元暉〔韞〕

前建仁聖壽〔訖〕

前建仁德昌〔樅〕

小補景三〔川横〕

道旧 茲〔こゝ〕に審らかにす、

前建長舜父大禪師、大檀越征夷〔征夷〕大將軍の鈞命に榮膺し、万年山相国承天禪寺に視蒙す。是に於て雪髮霜鬚、道義を以て講習する者、斯の盛挙を開き、拏躍〔あひ〕に勝えず。胥率〔あひ〕いて疏を製し、以て厥〔そ〕の旧を叙して云う。

〔智海 六六院の開堂に当りて、子孫を生み孫子を生み、雲門 非非想より退位すると説〔い〕い、人天を見 天人を見る。〕

〔七八生知識の尊を承け、百丈氏清規の弊を革む。〕

共〔とも〕しく惟〔たゞ〕みるに、

新命相国霖父和尚大禪師

舌頭の卍字、  
頰上の三毛。

文章に神有り、洛党の羽翼 朔党の領袖、  
兄弟踵を継ぎ、季方驂乗し元方御車す。

三川の市朝を隔てず、  
八州の都督を歴たり。

松栢の下に凡草無く、人焉んぞ<sup>か</sup>度さんや、  
芝蘭の室 自然に馨る、天の徳なり。

塵塵の虚空 説法を会し、  
歩歩水晶 莊嚴を域る。

万山 靈源の伽陀を伝え、中秋月白く、  
九老 普明の僧舎に遊び、晩歳髮黄し。

延徳四年歳舎壬子八月 日疏す。

八対からなり、蒲室の疏法からすると、結句に単対が一つ入ると原則通りになる。蒙頭の隔対は、堂子位人と句末の平仄がなり、単対二句と併せて四句とみると子人尊弊となる。八字称は、八字連続としてみると、頭字上毛となる。過句の隔対は、神袖踵車となり、単対と併せると袖車朝督となる。襲句の隔対は、草哉馨也となり、単対と併せて也法嚴となる。結句の隔対は、陀白舎黄となる。この入寺疏は四六文としてリズムに適っている。

以下、疏の出典を中心として見ていくことにする。

○道旧は、『禅林象器箋』道旧に、「忠曰く、道旧とは道友を謂う。道を以て相交わる、故に道と言ひ、旧識なり」とある。○茲番は、『蒲室集』疏35の序に、「恭つとんで審かにす、……」とあり、49の序に、「茲こゝに行宣政院の疏を以て、……」とある。○霖父は、『扶桑五山記』四、相国寺住持位次に、「八十二世、霖父和尚、諱乾造」とあり、『五山歴代』相国寺住持位次に、「八十二、霖父乾道、嗣松心操、延徳四年八月廿七日入寺」とある。○榮膺は、『蒲室集』疏35、「行宣政院の公選に膺あたつて、……」とある。『補庵京華別集』前聖福玉浦（東叢）西堂住東福江湖疏に（『五山文学新集』第一卷、五一〇頁）、「江湖 茲に審かにす、前席聖福玉浦大禪師、大檀（定別集）越准三宮の鈞命に榮膺し、惠日山東福禪寺に視篆す。凡そ吾が三笠四叢し江湖に在る者、斯の盛挙を開き、翕然歛呼し、手の舞い足の踏むを知らず、胥率あひあひいて疏を製し、以て其の駕を勸む」とある。○相国寺入寺については、『万年山聯芳録』卷一（『相国寺史料』別卷）に、「第八十二世霖父乾道和尚、明応元年壬子八月二十七日入寺」とある。○道義は、『易経』繫辭上に、「性を成し存を存するは、道義の門なり」とある。○講習は、『易経』兌に、「君子以て朋友講習す」とある。○盛挙は、『蒲室集』疏49に、「目を盛挙に拭いて、齊盟に光ること有り」とある。○胥率は、『蒲室集』疏45に、「勝幢来帰せば、鐘を考あやつて胥慶あひあひせん」とあり、40に、「是に於て相率あひあひいて疏を具えて、鬪むんを排ひき以て請う」とある。

○智海は、『建中靖国統灯録』卷六に、「東京大相国寺智海正覚禪師、諱は本逸、姓は彭氏、福州の人なり。……（上堂して曰く）龍湖星霜よ自從り後、殃兒孫に及ぶ、知るか知らざるか、喝一喝して下座」とあり、本逸は雲門宗に属する。『嘉泰普灯録』卷八に、「東京智海普融道平禪師、仙都の人、族は許氏。……後六比道場に生なし、四比詔旨を被る」とある。『扶桑五山記』四、相国寺住持位次に、「廿二、巖中禾おしろ上、諱は周噩、普明（普明妙題）に属ぐ。応永廿年癸巳三月廿三日入寺、正長元年戊申六月廿六日入滅、寿七十。智海大珠禪師と勅諡す。軒、養浩と曰い、塔、持地と曰い、西山に在り」とある。巖中は、天寧寺（備前、諸山）、等持寺（山城、十刹）、相国寺・相国寺再住・天龍寺・南禪寺と六院に住持した。智海を出すことにより、直接には巖中を指し、間接には相国寺の名を宋に遡さかのつて述べる機縁の語である。○六六院は、

対からすると、六院と考へざるをえない。○雲門説非非想退位は、『碧巖録』第三三則、陳尚書看資福の評唱に、「雲門云く、經中に道う、一切の治生産業、皆な実相と相違背せずと。且らく道え、非非想天より、即今幾人退位する有るや」とある。雲門は、雲門文偃を指すと同時に、霖父が初めて住した神龍山雲門寺(丹後、諸山)を指す。○七八生知識は、無準師範―無学祖元―高峰顕日―夢窓疎石―春屋妙葩―敵中周噩―柏心周操―霖父乾道という法系をさす。○百丈氏清規は、『小補東遊集』規伯号頌序(『五山文学新集』第一卷、六〇頁)に、「我が百丈祖叢林を創め、以て清規を講ず。舌古の典章なり」とある。

○舌頭は、『蕉堅稿』永相山住京城安国茶湯榜に、「某、方は肘後に盡し、眼は舌頭に正し」とある。○卍字は、『方广大莊嚴經』卷三、誕生品に、「八十種好は、……七十八、髮に五卍字有り」とある。○頰上三毛は、『晋書』卷九二、顧愷之伝に、「嘗て裴楷の象すがたを図き、頰の上に三毛を加う。観る者神明殊勝を覚さとる」とある。

○文章は、『宋史記事本末』卷四五、洛蜀党議に、「(太后曰く)先帝毎に卿きみが文章を誦し、必ず歎じて曰く、奇才、奇才と。但だ未だ卿を進用するに及ばざるのみ」とある。○洛党羽翼朔党領袖は、『小学紺珠』卷六、元祐三党に、「洛党(程頤を領袖と爲し、朱光庭・賈易等を羽翼と爲す)。蜀党(蘇軾を領袖と爲し、呂陶等を羽翼と爲す)。朔党(劉摯を領袖と爲す)」とある。○繼踵は、『景德伝灯録』卷一九、南嶽惟勁章に、「師は梁開平中に統宝林伝四卷を撰し、貞元の後禅門繼踵の源流を紀す」とある。○季方・元方は、『後漢書』卷九二、陳寔伝に、陳寔、字は仲弓、潁川許の人なり。……六子有り。紀・誥最も賢。紀、字は元方、至徳を以て称せられ、兄弟孝養、闔門雍和。後進の士、皆な其の風を推慕す。……弟誥、字は季方、紀と徳を齊しくし行を同じくす」とある。○驂乗・御車は、『漢書』卷四、文帝本紀に、「乃ち宋昌をして驂乗せ令む。(注)師古曰く、乗車の法、尊者左に居り、御者中に居り、又た一人有り。車の右に処おり、以て傾倒に備う」とある。御者を平仄の上から御車とする。○三川は、『蕉堅稿』答久庵和尚書に、茲に承従者、暫く伊豆を離れ、三川に坐夏すと」とある三河をさす。○八州は、八郡のこと、尾張をさす。○都督は、不詳。

○松栢は、『論語』子罕篇に、「子曰く、歳寒くして、然る後に松栢の彫ほむに後おそるることを知る」とあり、『蕉堅稿』性天由首座住播州円応江湖疏に、「松栢衆木に異なり、凜冬に在りて益々貞、鳳凰凡禽に殊なり、醴泉に非ざれば則ち飲まず」とある。松栢は、栢心周操をさす。義教は、鎌倉公方足利持氏が京都に反いた際に（永享の乱）、囚われた持氏を上杉憲実かみに誅伐するようにと命ずる使節に栢心を用いている（玉村竹二『円覚寺史』二一六頁、春秋社、一九六四年）。○人焉いづく虔哉は、『論語』爲政篇に、「子曰く、其の以なす所を視、其の由る所を觀、其の安んずる所を察すれば、人焉んぞ虔かさんや、人焉んぞ虔かさんや」とある。○芝蘭室は、『孔子家語』卷四、六本篇に、「善人と居るは、芝蘭の室に入るが如し。久しくして其の香を聞かず。即ち之と化す」とあり、『蕉堅稿』祭亮声遠文に、「芝蘭を庭階に蒔え、玉樹の先委を何いかん」とある。○天之徳は、栢心の燕居の所をもさす。○塵塵は、『碧巖録』第五〇則、雲門塵塵三昧本則に、「拳す、僧雲門に問う、如何なるか是れ塵塵三昧。門云く、鉢裏の飯、桶裏の水」とあり、『絶海語録』孤山和尚三十三年忌請陞座に、「一一向上の巴鼻を提掇し、塵塵格外の靈機を撥転す」とある。○歩歩は、『景德伝灯録』卷廿四、清凉文益章に、「問う、十二時中、如何が行履す。師曰く、歩歩踏著す」とある。塵塵、歩歩の対は、『小楠東遊続集』竹心妙貞禅尼秉炬（『五山文学新集』第一卷、一五五頁）に、「歩々毘盧の頂顛を踏着し、塵塵自己の家珍を運出す」とある。○水晶は、『禅月集』卷一九、蜀王入大慈聽講に、「玉節金珂響き雷に似、水晶宮殿歩み裴回す」とある。

○靈源は、尾張にある小院。○伽陀は、『景德伝灯録』卷一一、仰山慧寂章に、「韋宙は瀉山に就いて一伽陀を請う」とある。○中秋月白は、『樊川別集』猿に、「月白く煙青く水暗流し、孤猿恨を銜み中秋に叫なく」とあり、『蕉堅稿』象山首座住妙光江湖疏に、「東嶺に分座して、幾たびか月白く風清きを見る」とある。○九老は、『夢溪筆談』卷九、人事に、「唐の白楽天洛に居り、高年者八人と遊ぶ、之を九老と謂う」とある。○普明僧舍は、春屋妙葩の住した寺のこと。ここは相国寺をさす。○晚歳は、『杜甫詩選』羌村第二首（岩波文庫）に、「晚歳生を偷むに迫られ、家に還るも歎趣あはしなし」とある。○髮黄は、『皮日休文集』卷一〇、橡媪歎に、「秋深くして橡子熟し、散落す榛蕪崗。偃偃たり黄髮の媪、之

を拾いて晨霜を踐む」とあり、黄髪が平仄の上から髪黄となつてゐる。

霖父乾道には、文集はない。新命の旧き道友を探ることは難しい。そこで、間接的ながら、この道旧疏を書いた横川景三の交友を少し許みることにする。『小補東遊続集』持正字説『五山文学新集』第一卷、一九〇頁に、「東山の持正（光徳）混公侍者は、乃ち大寂派下の俊秀なり。余が友桂林老人に從つて学ぶ」とあり、疏に署名する桂林徳昌と横川との關係がみてとれる。『補庵京華前集』（『五山文学新集』第一卷、二二三頁）に、「癸巳歲元日、大昌の天隱老人（徳昌）、詩を作り宜竹の景徐（景徐）藏主に寄せらる。蓋し賀歳なり。吁二公は、余が故人なり」とあり、横川と天隱龍沢、景徐周麟とは、昔なじみであつた。『補庵京華前集』（二二七頁）次韻正宗統首座寄呈瑞松希世師詩并に序に、「東山蕭菴正宗老人は、予が故人なり」とあり、正宗龍統と横川とは故人である（正宗は、長享元年閏十一月・十二月に建仁寺で蒲室四六之図を講じてゐる。『鹿苑日録』一）。

以上の出典を踏まえ、以下に現代語訳を試みることにする。

道旧 ここに明らかにする。

前建長寺霖父大禪師は、大檀越征夷大將軍の御尊命に応じて、万年山相国承天禪寺に住持することになる。そこで真つ白な耳ぎわの毛や白いあごひげの生えた、仏道を習う旧き道友が、この盛挙を聞き、喜びで手を打つて躍り上がるのを押さえようもなく、誘いあつて疏を作り、その旧好を述べて以下のようにいう。

北宋の本逸（雲門宗）が大相国寺の智海院など六院に應じて演法し、法の子孫に伝えられたように、敵中周疆も六院に住して法を新命へと伝える。雲門文偃が意識も無意識もない境地から降りて来て説法すると、人間界の凡夫でも天上界の神々でも般若の空が分つたように、春屋妙葩も雲門寺で空を説いた。無学祖元により無準師範の法が中国から伝えられて七八代の善知識により霖父へと継承され、百丈清規により宗門の弊害を革めた。

恭しく惟みるに、新命相国寺堂頭霖父和尚大禪師は、舌に仏陀のような卍字が現れ、説くところ正法にかない、願愷之が像を画くのに、ほお上に三本の毛を加えたら生き生きしたように、少し辞句を加えたら文章が生き生きするものをもつ。

文章に靈妙な趣があり、北宋の程伊川や劉摯のような文章力があり、後漢の陳寔の二子、紀(元方)が御者となり、諶(秀方)がそえのりとなって兄弟が踵を継いで德行を等しくしたように、柏心門下の霖父と虚中周頤は、兄たり難く弟たり難きものがあつた。三河の町(満月院)に住し、尾張の統領、つまり靈源院の住持を歴任した。

松や檜の下には雑草がないように、柏心周操の下では、隠れようがない。芝や蘭といった香草のある部屋から自然に香りがしてくるように、霖父が柏心の香りに同化するのには自然の働きである。個物でありつつ一切を含む虚空から説法を会得し、一步ごとに水晶宮(相国寺)は莊嚴さを増す。

相国寺は仏性の顯れである梵唄を伝え、時は中秋の明月に当る。年をとり白髪となつたかつての修行仲間が春屋の住した相国寺に新命霖父の入院を機縁に交遊することになつた。

この道旧疏は、旧き道友を代表して横川景三が作成し、それぞれが署名押印する。

#### 四 道旧疏の製作者

正木美術館の道旧疏は、横川が書いたものである。ところが、入院に際し等樟書記が読み上げたものは、梅雲承意が作製したものであつた。霖父の相国寺入寺に当つて、一通あつたらよいわけで、二通もの道旧疏を必要とはしない。横川の今に残る墨蹟には、次のようなものがある。

- a、季安号頌、『一華号偈』(承天閣美術館名宝図録) 28・31、一九八四年。
- b、松月杜鵑図贊、『鹿苑寺名宝展図録』75、承天閣美術館、一九八四年。

c、七言律詩(『慈照寺名宝展図録』5、承天閣美術館、一九八五年)。

d、布袋唐子図賛(『ポストン美術館所蔵日本絵画名品展図録』34、東京国立博物館・京都国立博物館、一九八三年)。

e、芙蓉図賛(『開館二十五周年記念図録 日本 の 芸術』55、正木美術館、一九九三年)。

f、観瀑図賛(『北山・東山文化の華―相国寺・金閣・銀閣名宝展』194、根津美術館、一九九五年)。

g、傳大士偈(『大阪・正木美術館三十年―墨の彩』参考作品14、根津美術館、一九九八年)。

h、山水図賛(島田修二郎・入矢義高監修『禅林画賛―中世水墨画を読む』116、毎日新聞社、一九八七年。藤懸静也

『小補賛山水図解』『国華』五六〇号、一九三七年)。

これらの墨蹟と道旧疏とを比べて見ると、まさしく、横川の書いたものといえる。さらに、疏には古き道旧友達が、一人一人署名押印していて、横川が書いたものであることを疑う余地がない。

梅雲承意が作製した道旧疏は、霖父の入寺の日に先立ち、草案を蔭涼軒に持参し、写しが作られている(『蔭涼軒日録』延徳四年八月十三日の条)。もともと道旧疏は、霖父の所望によって、元鹿苑僧録の月翁周鏡が横川に作製を命じ、山門疏は景徐周麟に命じ、江湖疏は蔭涼職の亀泉集証に命じている。

道旧疏の最後に、「小補景三藏」と署名する仕方は、横川が相国入寺法語の添削を希世靈彦に求めた際にも全く同じ署名押印をしている(『補庵京華新集』『五山文学新集』第一卷、六二〇頁)。また「書唱和詩後」(六九一頁)にも、押印はないものの「小補景三」と署名する。このほか、小補と景三の入る署名は、小補菴：横川景三(二九七頁)、前景徳横川景三：小補之室(三〇六頁)、小補横川叟景三(三九一頁)、小補野納景三(四二二頁)、前相国横川景三：小補之室(四三二頁)、前相国小補景三(四三四頁)、小補子景三(四七九頁)、前相国横川景三：常徳小補之室(五二七頁)、小補横川景三(五八七頁)、小補陀僧景三(七八九頁)、小補散人景三(八〇一頁)、小補叟景三(九四五頁)等と用いる。署名押印からいっても、ほぼ横川の書といつてよい。

梅雲は文筆の指導を横川より受け、文明十一年(一四七九)十一月二日の冬節の乗払には、横川が素話・提綱・拈提の代作をしている(『補庵京華後集』、『五山文学新集』第一卷、三七七頁)。これよりさき、横川は「梅雲字説」(『補庵京華前集』、『五山文学新集』第一卷、二七〇頁)を書き与えている。のち、梅雲は、かえって横川の代作「仙桂字説」(『補庵京華外集』下、『五山文学新集』第一卷、八四三頁)を書くことになる。

普広の一派、芳公侍者は、相國寺万年の英なり。

其の氏族を論ずれば、則ち赤松源府君の廳下、島津氏の寧馨にして、天資穎敏、孜々として善を為す。亡友揚拍妙修老人に従つて遊び、玉成見るべし。……此を書き以て字説と為す。

延徳壬子三月吉辰、前南禅横川叟景三、筆を小補の室に滌う。

仙桂□芳のための字説を梅雲が学芸上の師である横川に代つて書いたことは、何も特異なことではなく、五山文学をひもとけばよくあることである。<sup>⑨</sup>このような代作ということに考えが及ぶと、もし横川の文集にこの疏が収録された場合、「霖父住相国道旧疏 梅雲代」と題名が立てられた筈である。中国の塔銘のように書いたとすれば、

霖父住相国道旧疏

梅雲意首座撰

前南禅横川三書

とあつたであろう。

なお、霖父は最初、諱を乾肖といつたが、建長寺の居公文を発給する際に、侍衣がいうには、公文帳を調べてみると、肖の字を道としたらどうかと、蔭涼職にいつている(『蔭涼軒日録』延徳三年十一月十七日の条)。蔭涼職が將軍の

判を加えたとき、乾道西堂となつていたので、霖父本人にも尋ねて諱を改めたようである。霖父乾道は、リズムムからいうと、二四不同になつてゐるが、『莊子』の逍遙遊から霖父乾道としたのであろう。

延徳四年八月十日、喬年宝松が相国寺を退き勝定院に帰ると、新命霖父の公帖御判が出され、廿七日に入寺することになった。それが九月十六日には退鼓し大智院に帰つてゐる。退院の上堂に逢つた横川が覚えていた一偈は、次のようなものであつた（『蔭涼軒日録』延徳四年九月十六日の条）。

去也聖恩來也恩

去るも也た聖恩 来るも也た恩、

芒鞋竹杖不留痕

芒鞋竹杖 痕を留めず。

有人若問吾山樂

有る人若し吾が山の樂しみを問わば、

永可田園獨掩門

永く田園に独り門を掩う可し。

九月十一日、南禪の公帖が出されることになり、十二日書立が到来し、十七日霖父の南禪寺坐公文の御判が出され、廿一日には南禪公帖と陞座の御札を蔭涼軒に伸べ、明応元年十月十九日陞座の草案を提出し、十一月七日大智院の半齋、齋会が終ると陞座し、霖父は拈香した。五山之上南禪寺の前住ということになる。霖父長老は、功成り名遂げて明応二年二月廿六日尾州で病のため示寂した。

### おわりに

霖父は、応永廿六年（一四一九）に生まれ、明応二年（一四九三）に七十五歳で遷化したことになる。玉村竹二『五山禅僧伝記集成』（講談社、一九八三年）には立伝されていなく、『大日本史料』の当該相国寺入寺・示寂年のところはまだ

出版されていない。ここに取り上げた正木美術館所蔵の霖父乾道が相国寺に入寺する際の道旧疏は、当然『大日本史料』に載録されるものである。延徳四年八月廿七日の条に、「幕府、乾道霖父ヲ相国寺住持ト爲ス、是日、乾道、入院ス」と、綱文が立てられ、景徐周麟の山門疏と共に、梅雲承意が作製し、横川景三が清書した道旧疏も入ることになる。そして、明応二年二月廿六日の条に、「前南禅寺住持乾道霖父叔ス」と、『蔭涼軒日録』に基づき、綱文が立てられることになる。

右の綱文中、乾道霖父とまず諱を出し、号を割注とする。この書式は、『大日本史料』を編纂する際の用例の立て方の間違いである。号諱と続けるか、もし略するとしたならば、霖父道乾・霖父道・道霖父とすべきであった。『大日本史料』は、明治以来編纂され続けていることになるので、今更、用例を変更するわけにもいくまい。しかし、この道旧疏を見ても、道号と法諱がある場合、公式には、まず道号を出すべきことが明確である。

卅年に瓦り三河や尾張の地に隠棲した霖父が、晩年に丹後の雲門寺(諸山)、駿河の清見寺(十刹)、鎌倉の建長寺(五山)、相国寺(五山)、南禅寺(五山之上)と、ばたばたと歴住したことは、応仁の乱による混乱が大きく作用しているとみてよい。春溪洪曹や天与清啓について四六駢儷文を学び、その代作をしていることは、相国寺大智院養浩軒の鹿王門派に属する霖父にとって学藝上当然のことであった。五山を代表する学藝上の作家とはいえないが、五山を支える作家の一人とはいえるであろう。霖父は、慈照院や養花軒の聯句会に参加し、また、禅林の唱和詩を逐一吟味している点からすると、作詩に一家言あったといえる。

## 注

(1) 神田喜一郎「宋代禅僧の墨蹟」、『書道全集』第十六卷、平凡社、一九五五年)参看。

(2) 雲門寺は、丹後の神龍山雲門寺のこと。鹿王門派の派祖、春屋妙葩が南禅寺山門破却事件から細川頼之と乖離したため隠

潜したところである。霖父の師柏心周操もここに住している『瑞溪疏』柏心操首座住雲門諸山同門二疏『五山文学新集』第五卷、六一三頁)。雲門寺への入寺には、鹿王院の吹嘘状がある『蔭涼軒日録』永享十年十二月十一日の条)。

(3) 霖父が清見寺に入寺した際の諸山疏は、季玉承球が作製し、江湖疏は彦龍周興が作り(『半陶文集』一、霖父西堂住巨鰲山清見江湖疏『五山文学新集』第四卷、八七〇頁)、道旧疏は桃源瑞仙が撰述し(『桃源疏』霖父西堂住清見道旧疏『大日本史料』第八編之廿九、延徳元年十月廿八日の条)、同門疏は、景徐周麟が作文した(『翰林葫蘆集』卷一、道霖父住清見同門疏『五山文学全集』第四卷、一八頁)。清見寺については、市毛弘子『巨鰲山清見興國禪寺の歴史』(新人物往来社、一九七四年)があるものの、世代についてはふれられていない。

(4) 相国寺については、玉村竹二『慈照寺と慈照院』(『日本禅宗史論集』下之二、思文閣出版、一九八一年)、村井章介『東アジアのなかの相国寺』(『国境を超えて—東アジア海域世界の中世』所収、校倉書房、一九九七年)、上田純一『相国寺略史』(『大本山相国寺・金閣・銀閣寺宝展図録』所収、北海道新聞社、一九九八年)等がある。

(5) 霖父住相国山門疏 景徐周麟

理上伽藍事上伽藍、興廢有數、  
喝下正覺棒下正覺、知識難逢。

蒙頭

吾徒喜道人歸山、  
祖塔樹牧童避雨。

某 眼飽支竺、  
名喧夏夷。

八字称

禪月有山居詩、嘲錦衣之遊龍華寺、  
趙州無柏樹話、指鉄觜以呼獅子兒。

過句

掉頭京洛風塵、  
濯足蓬萊清淺。

〔三千歳蟠桃結實、力起靈源故家、六十州曼陀吹香、旁探台岳教苑。〕

〔上坡下坡幾人退位、〕

〔此土他土一門莊嚴。〕

襲句

〔列十哲於孫吳、將軍定國、〕

〔修六度者舜禹、聖壽無疆。〕

結句

霖父相国に住する山門疏

〔理上の伽藍 事上の伽藍、興廢に数有り、喝下の正覚 棒下の正覚、知識に逢い難し。〕

〔吾が徒道人の山に帰するを喜び、〕

〔祖塔牧童の雨を避くるを慰す。〕

〔某 眼支竺に飽き、名夏夷に喧し。〕

〔禅月に山居の詩有り、錦衣の龍華寺に遊ぶを嘲り、趙州に柏樹の話無く、鉄嘴以て獅子児を呼ぶを指す。〕

〔頭を京洛の風塵に掉り、〕

〔足を蓬萊の清浅に濯う。〕

〔三千歳の蟠桃実を結び、力めて靈源の故家に起ち、六十州の曼陀香を吹き、旁く台岳の教苑に探る。〕

〔上坡下坡幾人退位し、〕

〔此土他土一門莊嚴す。〕

〔十哲を孫呉に列ね、將軍國を定め、六度を舜禹に修め、聖壽疆り無し。〕

(6) 孟元老『東京夢華錄』(入矢義高訳、岩波書店、一九八三年、一〇〇頁)に東京開封府の相國寺の代表的な塔頭として智海院等をあげる。

(7) 『碧巖錄』第四一則、趙州大死底人、評唱に、「浙中の永光和尚道く、……非常の旨、人焉んぞ度さんや」とある。

(8) 『智覺普明國師語錄』卷一、後円融院宸翰に、

天下太平興國南禪禪寺住持春屋和尚、乃爲正覺國師之上足也。

〔親受國師付屬、〕

〔深明心法根源。〕

〔道著一代、〕

〔德被萬邦。〕

所謂僧中之龍・法中之王者也。

朕辱迎內殿、

〔受付衣之儀、而〕

〔執弟子之禮。〕

聞法恩大、皇天罔極。爰加智覺普明國師之號、用旌皇天之下・一人之上之尊云。

康曆元年十二月二十八日

天下太平興國南禪禪寺住持春屋和尚は、乃ち正覺國師の上足爲り。親しく國師の不屬を受け、深く心法の根源を明らむ。

道一代に著われ、徳万邦に被る。謂う所の僧中の竜・法中の王たる者なり。朕辱くも内殿に迎え、付衣の儀を受けて、

弟子の礼を執る。聞法の恩大にして、皇天極まり罔し。爰に智覺普明國師の号を加え、用て皇天の下・一人の上の尊を

旌わすと云う。

康曆元年十二月二十八日

とあり、『鹿王院文書目録』（京都府教育委員会、一九九七年）卷子四―二五 足利義満御判御教書（玉村前掲書、六〇七頁）に、

相国寺住持職事、有

執務可被致造管沙汰之

状如件。

永徳二年十一月十八日（花押）

普明国師禅室

相国寺住持職の事、執務有り造管の沙汰を致さるべきの状件の如し。

永徳二年十一月十八日（花押）

普明国師禅室

とあり、また、『扶桑五山記』四、相国寺住持位次に、「第二、特賜智覚普明国師、諱は妙葩、号は春屋、夢窓国師に嗣ぐ。……大智院に塔す」とある。

(9) 代作については、朝倉尚氏の「禅林における代作について―門生としての彦龍周興の場合―」（『中世文学研究』第十四号、一九八八年）・「混入考―横川景三集の場合―」（『国文学攷』第二二〇号、一九八八年）・「禅林における代作について―師僧としての横川景三の場合―」（『国語国文』第五八巻第五号、一九八九年）等の論稿があり、それに今泉淑夫『桃源瑞仙年譜』（春秋社、一九九三年、三〇四頁（74））にふれる。

(10) 実際に入寺しないで、公帖だけをうけて前住という資格をうけるものを、居公文とか、坐公文・居成公文といった（今枝愛真「公文と官銭」『中世禅宗史の研究』所収、東京大学出版会、一九七〇年。玉村竹二「公帖考」『日本禅宗史論集』下之二、思文閣出版、一九八一年）。

(11) 今泉淑夫校訂『鹿苑院公文帳』（続群書類従完成会、一九九六年）口絵、相国寺に、「霖父 乾道」とある。よく図録等の世代には、「乾道」とつくるが、これではつきりする。さすがに承天閣美術館発行の図録は、「乾道」につくる。

(12) 脚韻は、上平声元韻で、韻字は恩・痕・門である。

退院するのも天子のめぐみ入院するのも天子のめぐみ、  
わら杓や拄杖のあとを残さない。

ある人がもし吾が庵での楽しみを問われれば、

永く村里で独りただ門を閉じるだけ。

(13) 朝倉尚「徐凝悪詩考」(『禅林の文学―中国文学受容の様相―』所収、清文堂、一九八五年)参看。